

京都未来人材育成プロジェクト事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、将来の京都を支える人材の育成・定着につなげるため、学生が在学中に府内の地域や企業と交流し、地域や企業についての理解を深める機会の拡大を図ることを目的として、大学及び短期大学（以下「大学等」という。）が地域や企業と連携し、当該連携先の課題解決に取り組む事業（以下「本事業」という。）に要する経費について、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、大学等の設置者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 複数の学生が府内で取組を実施するものであること。
- (2) 大学等の教員が学生の指導教員として参画するものであること。
- (3) 京都府、府内の市町村、地域若しくは企業から示された課題の解決に資するもの、又は提案された取組を実施するものであること。
- (4) 学生が府内の地域や企業の関係者と連携又は交流し、地域や企業への理解を深める機会の拡大を図るものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 宗教、政治又は選挙活動を目的としている事業
- (2) 公序良俗に反する事業
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本プロジェクトの趣旨に照らし知事が適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費（補助対象経費に充てられる国庫補助金その他の収入があるときは、その額を補助対象経費の額から控除した額）に10分の10を乗じた額以内の額とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て

るものとする。

- 3 補助金の限度額は、30万円とする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(事前着手)

第6条 補助対象者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、別記第1号様式による事前着手届を知事に提出したときは、この限りでない。

(交付申請)

第7条 規則第5条に規定する交付申請書は、別記第2号様式によるものとし、補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに当該交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第8条 知事は、前条第1項に規定する交付申請書を受理した場合は、事業の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定の通知を行うものとする。

(変更の承認申請)

第9条 規則第9条の規定による変更の承認申請書は、別記第3号様式によるものとする。

(状況報告)

第10条 第8条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、知事が必要と認めて指示したときは、別記第4号様式により事業の遂行状況報告書を作成し、知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第5号様式によるものとし、補助事業者は、補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交

付決定のあった年度の3月15日のいずれか早い日までに提出するものとする。ただし、知事が別に指示する場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別記第6号様式による報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(書類の整備)

第13条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(成果報告会)

第14条 補助事業者は、知事が本事業に係る成果報告会を開催するときは、当該報告会において事業の成果を報告するものとする。

(学生の就職状況の調査)

第15条 知事は、本事業に参加した学生の卒業後の進路・就職状況についてフォローアップ調査を実施するものとし、補助事業者はこれに協力するものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和7年6月3日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

別表 （第4条関係）

補助対象経費

経費区分	内容及び基準等
賃金	臨時に雇用した者の賃金
報償費	指導又は助言等を得るための専門家等に対する謝金等
旅費	専門家等に対する交通費 調査、会議への出席等に要する交通費 学生のフィールドワーク実施に要する交通費 等
使用料及び賃借料	会議室等の使用料及び学生活動に係る施設の賃借料、宿泊料等
役務費	事業のコーディネート等に係る経費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料等
諸経費	消耗品費、印刷製本費等
その他	知事が特に必要と認める経費

備考 次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費としない

- (1) 補助事業を実施するために直接必要とは認められない経費
- (2) 食糧費

別記

第1号様式(第6条関係)

番号

年 月 日

京都府知事 様

所 在 地

法人等名

代表者名

大学等名

京都未来人材育成プロジェクト事業事前着手届

令和 年度京都未来人材育成プロジェクト事業について、別記条件を了承の上、下記のとおり交付決定前に着手したいので、届け出ます。

記

1 事前着手しようとする事業名

2 着手年月日

年 月 日

3 事前着手の理由

別記条件

- (1) 本事業については、補助金の交付申請日から交付決定を受けるまでの間において、計画変更を行わないこと。
- (2) 本件について、交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた補助金が、交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。

第2号様式(第7条関係)

番号
年 月 日

京都府知事 様

所在地
法人名
代表者名
大学等名

京都未来人材育成プロジェクト事業費補助金交付申請書

上記補助事業を実施したいので、京都未来人材育成プロジェクト事業費補助金交付要領に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 提案書（事業計画書） 別紙1のとおり
- 3 事業収支予算書 別紙2のとおり

別紙 1

提案書（事業計画書）

1 事業名

--

2 申請書窓口担当者及び実施体制

大学等名		
申請書 窓口担当者	所属・氏名	
	住所	
	電話番号	
	E-mail	
実施体制	指導 責任者	学部学科・氏名
		電話番号
		E-mail
	参加見込み 学生数（実数）	
	参加見込み 学生数（延べ数）※	
	連携団体等	
	その他教員等 （指導責任者以外）	
事業内容に係る問い合わせ先 （希望するものいずれかに○）		申請書窓口担当者 / 指導責任者

※ 事業実施期間内の活動日ごとの参加学生数（実人数）を累積した数を記載してください。学年ごとの内訳は記載不要です。

3 事業実施期間

令和 年 月～令和 年 月

4 連携団体等の抱える課題

連携団体名	課題内容

5 事業内容

(1) 概要 (120 字程度)

--

(2) 実施詳細

--

6 実施スケジュール

時期	内容	場所

7 事業目標 (期待される成果など)

--

8 事業の発展可能性

--

事業収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	備考
府補助金		補助対象経費の10/10（1,000円未満切り捨て）かつ 限度額30万円
自己資金		寄附金その他の収入額を除く
その他		補助対象事業に係る収入等
合計	0	

2 支出の部

(単位：円)

区分			予算額	積算内訳
A	補助対象 経費	賃金		
		報償費		
		旅費		
		使用料及び賃借料		
		役務費		
		諸経費		
		その他		
		小計	0	
B	補助対象外 経費			
		小計	0	
合計（A + B）			0	

※「収入の部」の合計と「支出の部」の合計は一致させてください。

番号
年月日

京都府知事 様

所在地
法人名
代表者名
大学等名

京都未来人材育成プロジェクト事業費補助金事業変更承認申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定通知のあった上記補助事業について、京都未来人材育成プロジェクト事業費補助金交付要領に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする事業名
- 2 変更理由
- 3 変更内容

区分	主な変更内容	交付金額 (単位：円)
変更前		
変更後		

注 別紙として変更内容の詳細を添付してください。

第4号様式(第10条関係)

番号

年 月 日

京都府知事 様

所 在 地

法 人 名

代表者名

大学等名

京都未来人材育成プロジェクト事業費補助金事業遂行状況報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定通知のあった上記補助事業について、京都未来人材育成プロジェクト事業費補助金交付要領に基づき、その状況について別紙のとおり報告します。

注 別紙として関係書類を添付してください。

事業遂行状況報告書

1 事業名・作成者

事業名		
作成者	法人名	
	大学等名	
	所属	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

2 実施状況及び今後の予定

(1) これまでの実施状況 (～ 月 日)

時期	内容	場所

(2) 今後の予定 (月 日～ 月 日)

時期	内容	場所

3 事業目標の達成状況と今後の見通しについて

--

第5号様式(第11条関係)

番号
年 月 日

京都府知事 様

所 在 地
法 人 名
代表者名
大学等名

京都未来人材育成プロジェクト事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定通知のあった上記補助事業
を完了したので、京都未来人材育成プロジェクト事業費補助金交付要領に基づき、下記の
とおりその実績を報告します。

記

1 補助金の交付決定額及びその精算額

補助金の交付決定額	円
補 助 金 の 精 算 額	円

2 事業報告書 別紙1のとおり

3 事業収支決算書 別紙2のとおり

4 事業の内容が分かる資料

5 支出の根拠となる資料の写し

別紙 1

事業報告書

1 事業名

--

2 実施体制

大学等名		
実施体制	指導責任者 (学部学科・氏名)	
	参加学生数（実数）※1	○人（内訳：1年生 ○人、2年生 ○人、3年生 ○人）
	参加学生数（延べ数）※2	
	連携団体等	
	その他教員等 (指導責任者以外)	

※1 学生名簿を添付してください。

※2 事業実施期間内の活動日ごとの参加学生数（実人数）を累積した数を記載してください。学年ごとの内訳は記載不要です。

3 事業参加学生の就職状況

令和 年度卒業者数（府内出身者）			令和 年度卒業者数（府外出身者）		
	内 大学院等進学者数	内 府内就職者数		内 大学院等進学者数	内 府内就職者数

4 事業実施期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

5 連携団体等が抱える課題

連携団体名	課題内容

6 事業内容

(1) 概要 (120 字程度)

--

(2) 実施詳細

--

7 事業実施経過

時期	内容	場所

8 事業目標達成状況

--

9 事業の発展可能性

--

事業収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区分	決算額	備考
府補助金		補助対象経費の10/10かつ交付決定金額以内（1,000円未満切り捨て）
自己資金		寄附金その他の収入額を除く
その他		補助対象事業に係る収入等
合計	0	

2 支出の部

(単位：円)

区分			決算額	積算内訳
A	補助対象 経費	賃金		
		報償費		
		旅費		
		使用料及び賃借料		
		役務費		
		諸経費		
		その他		
		小計	0	
B	補助対象外 経費			
		小計	0	
合計（A + B）			0	

※「収入の部」の合計と「支出の部」の合計は一致させてください。

第6号様式(第12条関係)

番号
年 月 日

京都府知事 様

所在地
法人名
代表者名
大学等名

京都未来人材育成プロジェクト事業費補助金に係る
消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定通知のあった上記補助事業
に関する 年度消費税及び地方消費税の額について、下記のとおり確定しましたので、
京都未来人材育成プロジェクト事業費補助金交付要領に基づき報告します。

記

- 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）
円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額
円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
円
- 5 関係書類（別紙）